

(電子メール施行)

食と暮第387号
令和8年3月25日

関係団体 各位

宮城県環境生活部長
(公印省略)

手数料条例の一部を改正する条例について (通知)

本県の環境衛生行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和8年3月25日付けで公布されましたので御承知願います。
なお、改正概要等は下記のとおりです。

記

1 改正概要

近年の物価高騰等を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する登録を行う際の手数料について改正を行ったもの

2 改正の内容

- (1) 建築物清掃業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (2) 建築物空気環境測定業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (3) 建築物空気調和用ダクト清掃業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (4) 建築物飲料水水質検査業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (5) 建築物飲料水貯水槽清掃業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (6) 建築物排水管清掃業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (7) 建築物ねずみ昆虫等防除業：3万5,000円から3万5,200円へ増額
- (8) 建築物環境衛生総合管理業：4万5,000円から4万5,300円へ増額

3 施行日

令和8年4月1日

4 経過措置

なし

担当：食と暮らしの安全推進課
環境衛生班 清野
TEL 022-211-2645
E-mail eiseiw@pref.miyagi.jp